

## 芦北町障害者活躍推進計画

機関名	芦北町
任命権者	芦北町長 芦北町教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
芦北町における雇用に関する課題	<p>○芦北町では、町長部局、教育委員会等の任免権者を異にする機関があるが、職員採用や人事管理を町長部局で一元的に行っており、教育委員会等の職員は町長部局からの出向者で構成されている。</p> <p>○芦北町は令和6年6月1日時点の障害者任免状況通報において、実雇用率が法定雇用率を下回っている状況である。 ※令和6年6月1日時点 2.4%（法定雇用率2.8%）</p> <p>○法定雇用率を達成するため、新たに障がいのある方を採用し、また、採用後に障がい者である職員に活躍してもらうために、更なる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目 標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） 《各年度》当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>【評価方法】 毎年度末、人事記録やアンケートを元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	<p>前年度を上回る</p> <p>【評価方法】 毎年4月時点で在籍している障がいのある職員（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理</p>
④キャリア形成に関する目標	<p>本人の希望を踏まえ、職務の新たな職域を開拓する</p> <p>【評価方法】 毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理</p>

取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○総務課長を「障害者雇用推進者」として選任し、全庁的に取組を推進する。</p> <p>○「障害者職業生活相談員」を配置し、障がいのある職員を適切に支援する。また、その職務に必要な知識、技能を身につけるため、研修を受講することとする。</p> <p>○庁内相談窓口を総務課総務係に設置し、必要に応じて、産業医とも連携を図る。</p>
(2) 人材面	<p>○労働局やハローワークに配置されている職場適応支援者を活用し、障がい者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、人事担当者等に対する職務や職場環境の改善等の助言を受ける。</p> <p>○職員に障がいに関する理解促進や特性を理解するための研修を実施するよう努める。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○採用試験の面接による障がい特性や能力、希望等を踏まえ、適した業務の確認を行う。</p> <p>○総務課長と各課長の人事ヒアリング等を通じて、障がい者と業務との適切なマッチングを推進する。</p> <p>○職務の選定においては、各課に障がいの特性に応じた業務がないか調査するとともに、面接時に把握した特性を各課に説明し、支援方法等を検討する。</p>
3. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 職務環境	<p>○障がいのある職員が、業務をしやすい環境をつくるため、必要に応じて施設の整備を行う。</p> <p>○障がいのある職員からの要望等を踏まえ、就労支援機器の導入、作業マニュアルの作成など、職場において過度な負担にならない範囲内で実施する。</p>

<p>(2) 募集・採用</p>	<p>○特定の障がい不限定職員採用試験の募集を行う。また、ハローワークや町の広報手段を用いての募集も行う。</p> <p>○試験実施に際しては、必要に応じて、拡大印刷や点字等の対応のほか、面接時に障がい者を介助・支援する者の同席を認める等の配慮を行う。</p> <p>○職員採用試験での合格者がいない場合等、町内の障がい者施設や関係機関等との情報共有及び連携を通じて、必要に応じ、選考による採用を検討する。</p>
<p>(3) 働き方</p>	<p>○各種休暇制度の利用を促す。</p>
<p>(4) キャリア形成</p>	<p>○障がいのある職員の能力向上のため、必要に応じて、実務能力や専門性の向上を図るための研修を実施する。</p>
<p>(5) その他の人事管理</p>	<p>○各課で日々の職務状況を観察するとともに、人事評価時の面談のほか、必要に応じて面談を実施し、勤務状況の把握や体調への配慮を行う。</p>
<p>4. その他</p>	
<p>芦北町障がい者就労施設等優先調達方針に基づき、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>	